

Stellar Cyber End User Agreement 和訳

本エンドユーザー契約(EUA)は、4701 Patrick Henry Drive, Building 12, Santa Clara, California 95054に主たる事業所を有するデラウェア法人であるStellar Cyber社(以下、「Stellar Cyber」とする。)&、_____ [住所]に主たる事業所を有する _____ [事業体の形態/設立州]である _____ [取引先の名称](以下、「お客様」とする。)との間で締結されます。本EUAは、Stellar Cyberとお客様が本EUAを参照して締結した注文書(以下、「注文書」とする。)と共に、オーダーと本EUAで参照されるあらゆる文書とともに、Stellar Cyberとお客様間の合意(以下、「本契約」とする。)を構成します。

RECITAL

Stellar Cyberは、コンピュータおよびコンピュータネットワークシステムの保護に使用するサイバーセキュリティソリューションを開発しました。お客様は、本契約の条件に従って、当該ソリューションのライセンスを取得することを希望します。

Stellar Cyberとお客様は、以下の通り本契約を締結します。

1. 定義

「関連会社」とは、法人、パートナーシップまたはその他の団体を意味し、当該当事者によって支配され、または当該当事者と共通の支配下にあり、ただし当該支配が継続している場合に限りません。この定義において、支配とは、直接または間接に、当該事業体の議決権(または法人でない事業体の場合は同等の権利)の50%以上を所有することを意味します。

「お客様・コンテンツ」とは、お客様のデータ・ソースから提供品に取り込まれる、お客様によって、またはお客様のために取り込まれるすべてのデータを意味します。

「お客様データ」とは、ログ、セッション データ、遠隔測定、ユーザーデータ、使用データ、脅威インテリジェンス データ、脅威検出情報、検出された悪意のあるファイルのコピー、システム安定性データ、ユーザー体験データ、ユーザー インターフェース データ、ネットワークトラフィック メタデータの形式で、提供品にアクセスまたは収集される可能性のあるデータを意味します。お客様データには、送信元及び送信先IPアドレス、アクティブディレクトリ情報、ファイルアプリケーション、URL、ファイル名、ファイル内容などの機密データ及び個人データが含まれる場合があります。

「機密情報」とは、口頭または書面により、当事者(開示当事者)から相手方当事者(受領当事者)に開示されたすべての非公開情報のうち、機密として指定されているもの、または情報の性質もしくは開示を取り巻く状況から、機密であると合理的に理解されるべきものをいいます。本契約の条件は、Stellar Cyberの機密であり、お客様によって第三者に開示されることはないものとします。上記にかかわらず、機密情報には、(i) 開示当事者に負う義務に違反することなく一般に知られている、または知られるようになった情報、(ii) 開示当事者に負う義務に違反することなく開示当事者が開示する前に受領当事者が知っていた情報、(iii) 開示当事者に負う義務に違反せずに第三者から受け取った情報、(iv) 受領当事者によって独自開発された情報は含まれません。

「注文書」とは、Stellar Cyberの見積書または注文書(オンライン注文書フォームを含む)をお客様が注文書またはStellar Cyber(直接または正規代理店を通じて間接的に)が受領し承認したその他の注文書を通じて受理したもので、該当するStellar Cyberの見積書または注文書に記載された提供品、容量、価格、提供品期間およびその他の適用条件を参照しているものを指します。注文書には、お客様の発注書にあらかじめ印刷された条件、または本EUAの条件と追加的または矛盾する発注書のその他の条件は含まれないものとします。

「提供品」とは、注文書で指定されたソフトウェア、サービス、その他の物品またはサービスをいいます。

「提供期間」とは、Stellar Cyberが提供品をお客様に提供するために、注文書で指定された期間を意味します。本契約は、最初の納入可能期間の終了時およびその後の各納入可能期間の終

了時に、前の納入可能期間と同じ期間、自動的に更新されるものとします。ただし、いずれか一方の当事者が、その時点の提供可能期間終了の15日前までに、更新しない旨を書面で通知した場合を除きます。

「ソフトウェア」とは、注文書で指定されたStellar Cyberソフトウェアの実行コードバージョンとそのアップデートを意味します。

「制限」とは、注文書で指定されたユーザー、アセット、データ取り込み量の最大数を意味します。

2. ライセンス

2.1 ソフトウェアライセンス

すべての適用される手数料の支払いを含む本契約の条件に従って、Stellar Cyberは、注文書で指定されたソフトウェアを使用する、非独占的、譲渡不能、制限付きライセンスをお客様に付与します。ただし、本ライセンスはお客様またはお客様の関連会社による内部使用のためにのみ付与されるものであり、(i) 注文書で指定されたお客様またはお客様の関連会社の施設、またはお客様またはお客様の関連会社の内部コンピュータまたはクラウドベースシステムで、(ii) 注文書で指定された提供期間中、および (iii) 注文書で指定された制限を上限とします。

2.2 評価版ライセンス

本契約規約と条件に従い、評価用に無償で提供される、もしくは名目的な価額で提供されるソフトウェアは、Stellar Cyberが書面で指定し同意しない限り、30日を超えない範囲で、注文書に定められた評価期間中に評価のためにのみ使用することができ、契約を締結するかどうかを検討する目的でのみ使用し、その他の目的または生産的使用には使用することができません。本契約のいかなる規定にもかかわらず、Stellar Cyberは、評価ライセンスに関するメンテナンス、サポート、インストールサービス、トレーニングサービス、保証、または補償を提供する義務を負わないものとします。

3. サービス

Stellar Cyberは、注文書で指定されたお客様のメンテナンス、サポート、トレーニングサービスを提供するものとします。

4. 認定された第三者を通じた購入

Stellar Cyberは、注文書で指定されたお客様のメンテナンス、サポート、トレーニングサービスを提供するものとします。

5. 料金および支払い

5.1 料金

お客様は、注文書で指定された料金、または注文書で指定されていない場合は、それぞれの提供品に対するStellar Cyberの現行定価の料金および手数料を支払うことに同意するものとします。料金は、最初の提供品の期間の後、各提供品の期間について、現在の提供品の期間の終了の少なくとも30日前にお客様への書面による通知によって、Stellar Cyberによって変更されることがあります。

5.2 請求

すべての料金および手数料はStellar Cyberによって請求され、お客様は注文書で指定された配信期間の開始時における注文書で指定された配信物の受領または使用前、あるいは注文書で他の方法で指定されたように支払うものとします。

5.3 支払い

すべての支払いは、注文書で指定されていない限り、Stellar Cyberのお客様への請求書で指定された日付の後30日以内に支払われるものとします。他の救済措置を制限することなく、未払金は、未払い残高の1ヶ月あたり1%または法律で許可された最大率のいずれか低い方の月額料金の対象となるものとします。60日以上未払金を支払わない場合、提供品が停止またはキャンセルされることがあります。

5.4 税金

見積られたすべての料金および手数料は、適用される売上税および使用税を含む、適用される税金および関税を含みません。お客様は、税金または類似の政府の評価(付加価値税、売上税、使用税、源泉徴収税を含むがこれに限定されない)または関税を支払う責任を負います。誤解を避けるために記すと、Stellar Cyberは、Stellar Cyberの純利益、財産及び従業員に基づいて評価される税金を支払う責任があります。

5.5 監査

お客様は、お客様の提供品の使用に関する記録を保持し、60日前に通知された書面による要求に応じて、そのような情報をStellar Cyberに提供するものとします。Stellar Cyberは、お客様の提供品の使用を監視することができ、お客様の費用負担で、お客様の提供品の配置と使用について、本契約の条項の遵守を監査する権利を留保します。お客様による提供品の使用が、注文書で指定された限度を超えている場合、または提供品のために付与されたライセンスを超える目的で使用されていることが判明した場合、お客様は、注文書で指定された料金またはそれぞれの提供品に対するStellar Cyberのその時点でのリスト価格のいずれか高い方の金額で超過使用について請求されるものとします。Stellar Cyberの監査により、お客様が支払うべき料金の10%を超える調整が行われた場合、お客様はそのような監査に関連する費用を支払うものとします。

5.6 停止

Stellar Cyberは、書面通知(電子メールによる場合もある)の10日後、支払期日が到来した料金の支払いがない場合、提供品を停止する権利を有する。

6. 期間と終了

6.1 契約期間

本契約は、発効日に開始し、早期に終了しない限り、各注文書に指定された納品可能期間中継続するものとします。指定された注文書の終了は、他の注文書の終了に影響しない。

6.2 解約

一方の当事者は、相手方の違反が書面による通知の受領後 30 日以内に是正されない場合、または支払いもしくは使用制限の違反に関する書面による通知の受領後 10 日以内に是正されない場合、本契約または注文書を終了することができます。いずれの当事者も、どちらかの当事者が支払不能に陥った場合、または一般に支払期日が到来した債務を支払わない場合、または、更生手続、支払不能手続、清算手続を開始またはその対象となった場合、または通常の方法で事業を行うことを中止した場合に、本契約または注文書を直ちに終了することができます。終了時には、すべてのライセンスと権利は消滅し、お客様は提供品を返却し、すべての使用を停止するものとします。上記の早期終了にかかわらず、Stellar Cyberの是正されていない重大な違反によるお客様の終了を除いて、お客様は注文書の下で支払うべきすべての手数料を支払うことを要求され続けるものとします。

7. 使用制限

お客様は、以下のことをしてはならず、また、いかなる第三者にも許可してはならないものとします。(i) 複製、修正、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、またはその

他の方法で人間が知覚できる形に提供品を減らす、または基礎となるソースコード、アルゴリズム、または技術を発見しようとする(ただし、当該活動が適用される法律で禁止されていない場合は除く)、(ii) 提供、リース、タイムシェアやサービスビューローの目的のために使用、または第三者によってまたは第三者の代わりに提供品を貸し出すか使用を許可すること、またはお客様の場所や注文書で指定されたシステム以外の場所で提供品を貸し出すか使用を許可すること、(iii) 提供品から得られたベンチマーク、競合分析、その他の結果を、類似品または競合製品・サービスの開発のために開示すること、(iv) 提供品に関連して使用されるライセンスキー、暗号化またはその他のセキュリティ装置または機構を無効にし、または回避しようとする、(v) お客様が本契約を遵守していることを監視するために設計された提供品の一部を削除またはその他の方法で妨害すること (vi) 注文書で指定された制限を超えること、または (vii) 適用法令に違反して提供品を使用すること。お客様は、提供品が、該当するライセンスの終了時または注文書で指定された制限を満たした時点で使用を無効にするライセンス キーおよびその他の機能を含む場合があることを認めます。

8. 所有権

8.1 提供品

お客様は、本ソフトウェアを含むがこれに限定されない提供品が、販売ではなく、ライセンス供与であることを認め、同意します。本契約で付与されたライセンスに従い、Stellar Cyberは、本ソフトウェアを含むがこれに限定されない提供品に対するすべての権利、権原および利益、およびこれらに関連するすべての知的財産権を保持するものとします。

8.2 入力

お客様がStellar Cyberに提供した提供品に関するエラーレポート、提案、推奨、コメント、その他の情報(以下「入力」という。)はお客様が所有するものとします。ただし、お客様はStellar Cyberに対して、入力の作成、使用、販売、販売の申し出、複製、変更、配布、利用可能、公開表示、実行、開示、その他の商業的利用を行う非独占、譲渡可能、取消不能、全世界、ロイヤリティなしライセンス(サブライセンス権付)を許諾するものとします。

8.3 お客様データ

本契約で明示的に付与された限定的な権利に基づき、お客様は、すべてのお客様データに関連するすべての知的財産権を含む、すべての権利、権原、利益を留保します。お客様とStellar Cyberの間で、お客様はすべてのお客様データの所有権を保持するものとします。本契約に明示的に規定された限定的な権利ライセンス以外のいかなる権利もStellar Cyberに付与されません。お客様は、本契約により、Stellar Cyberおよびその認可された第三者サービスプロバイダーに対し、提供品を提供、維持、改善し、本契約に基づく義務を履行するために、お客様データをアクセス、使用、複製、配布、実行、表示および処理するための世界的、非独占的、全額支払済みの、ロイヤリティなしのライセンスを付与するものとします。

8.4 オープンソースソフトウェアの使用

本ソフトウェアには、本契約とは異なる条件(オープンソースまたはコミュニティソースなど)で提供される特定のソフトウェア、フィード、またはその一部が含まれている場合があります、それらはテキストファイルまたはアバウトボックス、またはそこから参照されるファイル、あるいはお客様の書面による要求に応じてお客様に提供されるリストで識別される場合があります。本ソフトウェアの一部としてお客様に提供され、本ソフトウェアから取り出したり、本ソフトウェアとは別に使用することができないオープンソースソフトウェアは、本ソフトウェアに適用される保証、サポート、補償条項が適用されます。お客様は、オープンソースソフトウェアのそれぞれのライセンサーが要求する特定の条項がオープンソースソフトウェアの使用に適用される場合があることを認めます

が、これらの条項は以下の通りではありません。(a) 本ソフトウェアの使用に追加的な制限を課す、または (b) 本ソフトウェアに関するStellar Cyberの責任を否定または修正する。

9. データ保護

9.1 お客様によるデータ保護

お客様は、お客様による提供品の使用がデータ保護に関連するものを含むすべての適用法を遵守し、お客様がStellar Cyberが本契約に基づきデータ処理に従事するために必要なすべての同意を得ていることを表明し保証するものとします。

10. 守秘義務

10.1 機密情報

各当事者は、相手方の秘密情報を保護します。従って、機密情報を受け取る当事者(以下「受領当事者」という。)は、以下のことに同意します。(i) 秘密情報を開示する当事者(以下「開示当事者」という。)の秘密情報を、同様の性質の自身の秘密情報を保護するために用いるのと同程度の注意(ただし、いかなる場合も合理的な注意を下回らないこと)を用いて保護すること。(ii) 開示当事者の秘密情報の使用を本契約に合致する目的に限定し、(iii) 開示当事者の秘密情報へのアクセスを、本契約に合致する目的でかかる秘密情報へアクセスする善意の必要性であり、本契約以上に厳格な秘密保持義務を負うその従業員、契約業者および代理人またはその関連会社のものに限定するために、商業上合理的な努力を払うこと。

10.2 秘密情報の強制的な開示

上記の条件にかかわらず、受領当事者は、法執行機関または規制当局により強制された場合、開示当事者の秘密情報を開示することができます。ただし、受領当事者は、開示当事者に対し、かかる強制された開示について(法的に許される範囲において)事前に通知し、開示当事者が開示に異議を唱えたい場合、開示当事者の費用負担において合理的支援を与えるものとします。受領当事者が、開示当事者が当事者である民事手続の一部として開示当事者の秘密情報の開示を強制された場合、開示当事者は、かかる秘密情報のコンパイルおよび安全なアクセスの提供に要する合理的な費用を受領当事者に払い戻します。

11. 補償

11.1 Stellar Cyberによる補償

Stellar Cyberは、提供品が第三者の特許、著作権、商標または企業秘密を侵害し、または不正に利用していると主張する第三者によってお客様に対して請求、要求、訴訟または訴訟手続きが行われる限り、お客様を防御し補償する。上記にかかわらず、Stellar Cyberは、いかなる場合においても、(i)本契約で予期されない方法またはStellar Cyberが提供しない道具との組み合わせによる提供品の使用、(ii)お客様またはその他の第三者が提供するコンテンツ、情報またはデータから生じる本条項の義務または責任を有しないものとします。提供品が権利の侵害または不正利用のクレームの対象となる可能性がある場合、Stellar Cyberは、その単独の選択と費用で、次のいずれかを行います。(i) お客様が提供品を継続して使用する権利を取得する、(ii) 権利を侵害しない、かつ、権利を侵害している提供品と実質的に同等であるように提供品を交換または修正する、または (iii) Stellar Cyberの合理的努力にもかかわらず上記オプション (i) および (ii) が達成できない場合は、権利を侵害する提供品に対するお客様の使用権を停止でき、提供品の権利を侵害する部分に対する前払い料金を日割り計算して返金することとします。本条に基づきお客様に付与された権利は、提供品による特許、著作権、商標または企業秘密の侵害の疑いに対するお客様の唯一かつ排他的な救済策となります。

11.2 お客様による補償

お客様は、お客様のコンテンツが第三者の特許、著作権、商標、企業秘密を侵害または不正利用する、あるいは第三者のその他の権利を侵害すると主張する第三者によってStellar Cyberに対してなされたクレーム、要求、訴訟または訴訟手続きについて、Stellar Cyberを防御し補償するものとしします。

11.3 補償のプロセス

上記の補償義務は、補償を求める当事者が以下を行うことを条件とします。(i) 相手方当事者に特定の請求について速やかに書面で通知すること、(ii) 補償する当事者に請求の防御および解決の唯一の支配権を与えること(ただし、補償する当事者は、不当に保留または遅延されない事前の同意なしに、補償する当事者の側で何らかの行動または不作為を必要とする請求を解決することはできないものとしします。)、および (iii) 補償を求める当事者の費用で、補償する当事者にすべての妥当な援助を提供することです。

12. 限定保証

Stellar Cyberは、いかなる提供品も該当する文書に記載されている重要な機能を実質的に実行することを保証します。Stellar Cyberは、提供品がお客様の要求を満たし、中断されることなく、またはエラーなく機能することを保証するものではありません。本条に明示的に規定されている場合を除き、提供品は現状のまま提供され、明示または黙示を問わずいかなる種類の保証もなく、Stellar Cyberは特に、特定目的に対する非侵害、商品性または適合性の黙示の保証を否認するものとしします。Stellar Cyberは、提供品の使用が中断されないこと、エラーがないこと、安全であること、またはすべての欠陥が修正されることを保証するものではありません。

13. 責任の制限

13.1 損害賠償の種類制限

いかなる場合においても、いずれの当事者も、本契約または提供品に起因または関連して生じた懲罰的損害、模範的損害、間接的損害、付随的損害、特別損害または派生的損害(代替品の調達費用を含む)について、かかる損害の可能性を通知されていたとしても、責任を負わないものとしします。

13.2 責任の額の制限

いかなる場合においても、本契約または提供品に起因または関連する当事者の総負債は、本契約に定める救済措置がその本質的目的を果たさないかどうかにかかわらず、責任が発生した最初の事象に先立つ 12 か月の間に提供品から支払われるべきまたは提供品のために支払われた金額を超えないものとしします。

13.3 除外

本契約に定める責任の制限は、当事者の秘密保持義務または補償義務への違反、または当事者の詐欺、重過失もしくは故意の違法行為には適用されません。また、前述の制限は、法律で禁止されている範囲には適用されません。

14. その他

14.1. 準拠法、裁判管轄、および裁判地

本契約は、法の選択に関する規則を除き、カリフォルニア州法に準拠するものとしします。国際物品売買契約に関する国連条約(1980年)は明確に除外され、適用されないものとしします。本契約、または本契約の違反もしくは終了に起因または関連する紛争もしくは請求は、カリフォルニア州サンタクララ郡の州裁判所および連邦裁判所の専属管轄権および裁判地に従うものとし、当事者はこれらの裁判所の人的管轄権および専属管轄権に同意し服従するものとしします。

14.2 異なる条件

Stellar Cyberは、お客様の注文書またはその他の類似の文書に記載されている条件または条項が、注文書または本EUAに記載されている条件または条項と異なる場合、または追加される場合、明示的に拒否するものとします。そのような異なる条件または追加の条件は、Stellar Cyberによるその後の承認にかかわらず、当事者間の契約の一部とはなりません。

14.3 輸出

提供品は、Stellar Cyberの書面による事前の同意なしに輸出することはできません。お客様は、お客様が提供品に適用される米国および外国の輸出入規制を遵守することを保証し、Stellar Cyberに書面で確約します。お客様は、Stellar Cyberとの、あるいはStellar Cyberによる、あるいはStellar Cyberのためのすべての取引において、海外汚職行為防止法 (FCPA) を遵守し、直接的または間接的に、違法または汚職行為と解釈される可能性のあるいかなる贈り物または支払い、対価または現物利益を申し出、約束、贈与、要求、または受領しないものとすることを保証するものとします。

14.4 譲渡

お客様は、Stellar Cyberの書面による事前の同意なしに、本契約に基づく権利を譲渡することはできません。

14.5 不可抗力

両当事者は、遅延または障害が、天災、労働争議またはその他の産業妨害、電気、通信、またはその他の利用障害、地震、嵐またはその他の自然の要素、封鎖、禁輸、暴動、政府の行為または命令、テロ行為、または戦争を含むがこれに限定されない、合理的な支配を超えた原因によって生じる本契約の義務(支払いを行う義務を除く)を履行するためのいかなる遅延または障害についても責任を負わないものとします。

14.6 独立した請負人、第三者の受益者なし

本契約の当事者は、独立した請負人です。本契約は、当事者間にパートナーシップ、フランチャイズ、ジョイントベンチャー、代理店、受託者、または雇用の関係を生じさせるものではありません。本契約の第三受益者は存在しません。いずれの当事者も、契約によるか否かを問わず、いかなる能力または状況においても、相手側当事者を拘束しまたはその代理として行動する権限を有しません。

14.7. 存続

本契約の終了または失効は、その性質上、終了または失効後も存続する本契約のいかなる条項にも影響しません。これには、知的財産の所有権、秘密保持、支払義務、終了の効果、責任の制限、プライバシーおよび本EUAの「その他」の項に関する条項が含まれます。

14.8 統合、完全合意

本契約は、参照することにより本契約に組み込まれる追加条項とともに、当事者間の完全かつ排他的な理解と合意を構成し、その主題に関する、書面または口頭による、過去または現在のすべての合意、伝達および了解に取って代わるものとします。本契約に明示的に規定されている場合を除き、本契約のいかなる条項の権利放棄、変更または修正も、両当事者の正当に権限が与えられた代表者が署名した書面による場合のみ有効となります。

本契約の効力発生日(発効日)は、お客様が注文書を締結した日とします。

===== 機械翻訳について =====

翻訳日 : 2022年3月24日

機械翻訳 : DeepL Version = 3.2.157164

DeepL GmbH

Maarweg 165

50825 Cologne

Germany(ドイツ連邦共和国ケルン市)

Fax: +49 221 95491533

info@deepl.com